

「休日パテントセミナー」について

知的財産権推進委員会 委員長 **後呂 和男**
副委員長 **石垣 達彦**



ごろ かずお



いしがき たつひこ

目 次

1. 休日パテントセミナー 2004 in 名古屋
2. 企画から第1回の実施
3. 第2回以降の軌道修正
4. 休日パテントセミナーの拡大と受講者の高度化
5. 現在の問題点および今後の展望
6. 休日パテントセミナー in 静岡 2004 の経緯

.....

日本弁理士会東海支部では、数ヵ月にわたり月1回土曜日に開催する「休日パテントセミナー」を、支部会員のボランティア活動として愛知県および静岡県内で平成12年度から毎年実施している。この事業は本年度で5回目になった。以下、この「休日パテントセミナー」の内容と、企画から現在に至るまでの経緯について紹介する。

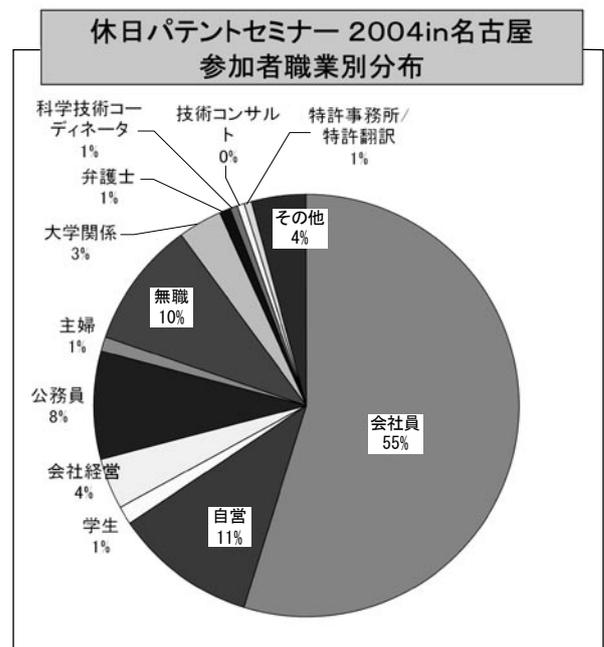
1. 休日パテントセミナー 2004 in 名古屋

まず、今年度に名古屋で開催されたセミナーの内容を紹介しよう。開催テーマと開催日は次のようであった。

- 第1回 平成16年9月18日(土)
「脚光を浴びる知的財産権」
- 第2回 平成16年10月16日(土)
「攻める、守る！特許権利の解釈」
- 第3回 平成16年11月20日(土)
「わかる！特許出願戦略～発明発掘から特許取得まで～」
- 第4回 平成16年12月11日(土)
「強い特許が欲しい！～特許書類の書き方講座～」
- 第5回 平成17年1月15日(土)
「知ろう！職務発明」
- 第6回 平成17年2月19日(土)
「特許活用の実例1～成功例に学ぶ特許活用術～」
- 第7回 平成17年3月19日(土)
「失敗から学べ！～特許活用の実例～」

今回の講義全体の流れは、特許のみならず、意匠、商標、著作権、不正競争防止法等による知的財産権の保護を概観した後、まず特許発明の技術的範囲解釈の概要、特許手続の概要、発明発掘と出願書類作成の概要を説明し、そして、最近注目を浴びている職務発明制度について説明し、最後は特許活用の実例を成功例と失敗例とによって紹介する、というもので、中小企業にとって実務的に役立つ内容を講義できるように構成した。

参加実績は、各回約100～120人である。申込書によると、参加者の職業は、次の円グラフのように、会社員が55%、会社経営者・自営者が15%、公務員が10%、無職・主婦が11%、大学関係者・学生が4%であるから、70%が企業人、15%が公務員・大学関係ということになる。このような職業構成は、当初の企画段階からは予定していないところであった。5年前の企画から現在に至る経緯を説明しよう。



2. 企画から第1回の実施

企画当初の位置付けは、他の士業団体が行っているボランティア活動と同様に、一般市民を対象にして特許制度の啓蒙と無料特許相談を行うことで、工業所有権業務に関する専門を認められている弁理士としての社会貢献義務を果たそうとするものであった。限られた予算では十分な告知手段もないために、少人数の参加しか期待されていなかったが、実際に蓋を開けてみると、当初は10名弱であった参加者が尻上がりに増え、最終回には40名以上の受講があったようである。しかし、一般市民を対象としていたため、発明を趣味としたり、企業に個人発明を売り込もうとするいわゆる個人発明家と思われる人々の参加が多いのが実情であり、また、セミナー後の特許相談では、持ち込まれた自作の明細書に対する記載指導を行うことも頻繁にあった。



初期の頃の講義写真

3. 第2回以降の軌道修正

第2回以降も順調に参加者が増加して本セミナーは一般市民向けの平易な内容の定期市民講座として定着して行き、工業所有権制度および弁理士制度の啓蒙に関して一定の実績を積み重ねた。しかし、回を重ねるに連れ、一般市民を中心的なターゲットとした内容だけでなく、中小企業の技術者、特許担当者、経営者等を対象とした内容に変更ないし追加すべきではないかという議論が繰り返されてきた。

例えば、平成14年度に東海支部支部長から本委員会に対して諮問された「休日パテントセミナーを市民講座として定着させるための実施方法の検討」という諮問事項に対しては、次のような答申がされている(一部省略)。

1. 結論

対象者・内容を拡大した新たなセミナーの開催を検討すべきである。

2. 理由

(1) 現在の「休日パテントセミナー」について

「休日パテントセミナー」は、現在、一般市民を対象とした全11回の多人数講義形式で開催されている。本セミナーは本年度で2回目の開催となり、前年度の参加者を上回る60余名の参加を得るようになったことから、一般市民向けの平易な内容の定期市民講座として定着しつつあると言える。…(略)…

一方で、本セミナーは一般市民を対象としていることから、企業に個人発明の採用を働きかけることを目的とした市民団体の構成メンバーと思われる人々の参加も多いのが実情である。本セミナーが果たしている役割を考えれば、かかる人々の参加を排除する必要はないし、そうすべきでない。

しかしながら、特許制度の昂揚普及を目的とする当委員会の活動趣旨からすると、一般市民を対象とした現在の本セミナーから更に進んで、中小企業の特許担当者・経営者等を対象とした上級バージョンのセミナーの開催も検討すべきである。産業活動に直接的に携わり、かつ、特許制度の直接的ユーザーである、これらの人々を対象に啓蒙活動を行ってこそ、特許制度の昂揚普及の実をあげうるからである。……(以下、省略)」

このような議論を受けてセミナーにおけるテーマ選定、キャッチコピー等が徐々に中小企業向けに変化した。また、セミナー後の相談にあつては、講義に関係した内容か、制度一般についての質問に限定し、個別発明の相談や明細書の記載指導を受け付けないようにしたこともあって、個人発明家らの受講者は減少し、その減少を上回って会社員の受講が急速に増加した。なお、個別発明の相談や明細書の記載指導を制限したのは、講義室内の相談では秘密保持性の面から個別発明の内容に立ち入った具体的な相談を受けることができないためであり、これらは日本弁理士会東海支部の名古屋分室で行っている無料特許相談に誘導することとした。



平成 14 年度講義風景

4. 休日パテントセミナーの拡大と受講者の高度化

当初、10名程度の受講者から始まった同セミナーは5年目を数えるに至って200名弱にまで拡大し、工業所有権無料セミナーとして当地区に定着した。その間、受講者の増大に対応して会場変更も余儀なくされた。今後も、受講者が増え続けるものと思われる。

一方、平成15年度からは名古屋市だけでなく、愛知県からの依頼を受けて豊橋市（名古屋市から約70km離れた人口約37万人の都市）でも愛知県と共催することになった。さらに、同年度から静岡地区でも同地区の会員のボランティアにより静岡市で同様のセミナーが開催されることになり、平成16年度からは、やはり愛知県からの要望により豊橋市に代えて今度は刈谷市（名古屋市から約25km離れた自動車関連企業が多い工業都市）でも開催することとなり、行政からも注目されるようになってきている。

また、受講者の高度化も特筆すべき変化である。市民発明家が主体の初期では、明細書の書き方、先行技術の調査方法等について講義後の質問が多く寄せられたが、企業人が主体となっている現在では、新規性・進歩性の判断基準、技術的範囲の解釈、実施契約、特



最近の講義の様子

許法30条、69条問題等が寄せられるようになってきている。特に、最近では、企業の技術者と思われる人々から職務発明問題に高い興味が寄せられることも印象的である。また、質問内容が、特許制度についての一般的なレベルに留まらず、明らかに現在自らが直面していると思われる具体的かつ高度な内容に及ぶこともある。

5. 現在の問題点および今後の展望

以上のように、東海支部の「休日パテントセミナー」は、講義内容を企画当初の一般市民向けから中小企業人向けにシフトすることにより大きく拡大し、質的にも高度化した。このような「休日パテントセミナー」の拡大・充実には、もちろん第1には社会の知的財産権制度への意識の高まりを背景にしているが、この数年来にわたって当委員会を中心に活躍された支部会員諸氏の献身的努力も非常に大きいと思う。委員全員が定例委員会で企画を検討し、分担を命ぜられた講師がテーマに沿ったテキスト・資料を準備し、実行を命ぜられた委員が休日にも関わらず会場に集まって運営を担うのである。このような委員の負担は相当に大きくなっており、特に地域的に広げると負担は倍加する。現在のところ、委員の負担軽減策として次のような方策が議論されている。

① テキストの共通化

セミナーの講義内容の一部を共通化し、その部分に関しては共通テキストを使用する。講師は、適宜追加資料を作成するだけとする。

② 関係機関による運営実行

セミナー開催地の関係機関（県、市等の行政機関）との関係を取り、それら関係機関の協力によって会場手配や会場内の事務手続き等を進める。

③ 講師の選定

講師は現在、本委員会の委員の中から選定することを基本としているが、他の支部会員にも積極的に依頼する。例えば、支部会員に講師が可能か否かを事前に登録してもらい、開催地や時期等に応じて登録者の中から講師を選定する。

いずれにせよ、本セミナーは弁理士会東海支部が開催する無料セミナーとして既に当地区に定着し、当地区の企業人および行政機関から少なからぬ期待が寄せられていることを実感する。また、このセミナーは日本弁理士会東海支部が行っている社会貢献事業として

広く認知されており、これに対する肯定的評価は我々にとって貴重な財産である。よって、本セミナーは、種々の工夫を加えて会員の負担軽減を図りつつ、より一層発展させることが必要であるとする。

6. 休日パテントセミナー in 静岡 2004 の経緯

静岡地区において2004年に行われた休日パテントセミナーは、静岡地区在住の弁理士により、企画運営が行われている。その内容を、石垣副委員長が報告する。

はじめに

いままで静岡県の知的財産権の啓発事業としては、種々の講習会やセミナーが開催されているが、休日パテントセミナーのように知的財産権に関する講義を休日に纏めて行うものはなかった。日本弁理士会東海支部における知的財産権の啓発事業の一環として休日パテントセミナーが静岡県で開催されるのは今年で2年目になる。以下今年度の実施の概要について報告する。

開催内容

本年度の休日パテントセミナー in 静岡 2004 は、静岡市の静岡商工会議所を会場に平成16年10月2日から12月4日にかけてほぼ隔週で全5回開催した。講師は静岡県在住の弁理士が担当した。本年度は「知的財産を身近なものにしよう」をテーマに、知的財産全般について基礎的な知識を学ぶセミナーとした。これは、個人や企業内で知的財産権に携わっている方々にとっては、知的財産権について本等で自ら勉強するのは容易ではなく、休日を利用して講義形式で効率的に勉強

したいとのニーズがあると考えられたからである。

事前の啓発活動

昨年度と同様に、静岡県商工労働部、しずおか産業創造機構、報道機関等を東海支部の今崎支部長、藤谷副支部長、昨年を担当委員である東山先生、支部幹事の三井先生と石垣が訪問し、事業内容を説明し協力を依頼した。日本弁理士会の開催するセミナーということもあって、関心も高く好意的に対応して頂いたとの印象であった。

広報については、パンフレットを県内の各報道機関、市町村、商工会議所、商工会、発明協会等に送付した。その結果、予想以上の反響が得られ、県・市の広報誌への掲載やテレビ放送、新聞等で事業開催の告知がなされた。これによって、相当参加希望者が増加したものと考えられる。

具体的実施

上記の結果、50名近くの参加申し込みがあった。5回の講義内容は別紙の表のとおりである。それらの概要を説明すると、初回は「身近な特許を知ろう」と題し、電動アシスト付き自転車がどのような特許、意匠、商標等で保護されているかや、バッグの真正品に模倣品がどのように似せて作られているのかが紹介された。また、「新商品と知財の関門」と題して、開発から権利取得、現実の係争事件まで知財担当者がどのような点に注意をすれば良いかが説明された。実物を見ながらの解説は説得力があり、受講者の関心を呼んでいた。

第2回は「明細書に挑戦」と題して、カバー付きマ

<静岡会場>

回数	開催日	テーマ	申込者数	受講者数	会場	講師	受付(主)	受付(副)
第1回	平成16年10月2日(土)	身近な特許を知ろう!～知的財産権(産業財産権4法,著作権,不正競争防止法)の概要と保護実例～	35	32	静岡商工会議所(403号室)	東山 喬彦	石垣 達彦	三井 孝夫
第2回	平成16年10月30日(土)	明細書に挑戦!～先行技術調査,明細書の作成(クレームのコツ,実施例の豊富化)～	50	37	静岡商工会議所(401号室)	遠藤比呂美	石垣 達彦	三井 孝夫
第3回	平成16年11月13日(土)	出願から権利成立まで!～新規性,進歩性違反の拒絶理由通知に対する対応(意見書・手続補正書)～	49	29	静岡商工会議所(302号室)	越川 隆夫	石垣 達彦	三井 孝夫
第4回	平成16年11月27日(土)	特許以外の知財あれこれ～意匠・商標制度の概要(製品実例・係争実例)～	48	22	静岡商工会議所(401号室)	増田 恒則	石垣 達彦	三井 孝夫
第5回	平成16年12月4日(土)	特許取得した後はどういうことが起こるか?～侵害訴訟,均等,裁判上の無効,無効審判～	53	22	静岡商工会議所(302号室)	島野美伊智	石垣 達彦	三井 孝夫

ウスパッドを例に、先行技術調査の方法や、発明の把握の仕方、特許請求の範囲や詳細な説明の作成にあたっての注意点等が説明された。

第3回は「出願から権利成立まで」と題して、特許制度の趣旨から説き起こして、新規性、進歩性、先願主義等の特許要件について解説され、また「拒絶理由対応」と題して新規性、進歩性の判断、明細書等の補正について事例を挙げながら説明された。

第4回は「特許以外の知財あれこれ」と題して、意匠制度と商標制度の概要について解説された。「歯間清掃具」の意匠と商標（商標名：糸ようじ）の保護実例を挙げて説明された。

第5回は「特許出願後第三者との間で何か起こるか」と題して、クレームの作成から出願中の第三者との関係、特許権侵害について解説された。「椅子の安全装置」を例にクレームの作成演習が行われ、参加者も熱心にクレームを作成していた。また、侵害事件として、「ゴルフバッグ搬送循環軌道装置」や「OA テーブル」の



最近の講義の様子

事例に基づいて技術的範囲に関する演習が行われた。

今回のセミナーの参加者は延べ141名、各回の参加者は22～37名であった。第5回の終了時に出席者にアンケートを採ったところ、内容については、良いという人が11名であった。開催回数については、5回が適当とする人が11名、増やしてほしいとする人が3名であった。その他の意見としては、次年度も続けてほしいとする人が4名、より詳しく中級者向けの内容を希望する人が3名であった。

まとめ

このように本年度のセミナーは、参加者も増加し、内容的にも好評であった。参加者は、初学者から実務経験者まで多様であり、どのレベルに合わせた内容とするかは難しい点があった。テキストも講師が苦勞して準備していただいたものを使用しているが、標準テキスト的なものがあればより充実した内容にできるのではと感じた。また、参加者にアピールするには、エンターテイメントセミナーとともに開催するとか、演習形式を取り入れるとか、参加者のレベル別、地域別の開催とする等、きめ細かい対応ができれば良いと感じた。また、本セミナーの開催がまだそれ程周知されていないこともあり、事前の準備や広報にももっと注力して行く必要がある。このようなセミナーの開催は静岡県内の知的財産権の啓発活動として大きな意義があると考えられるので、今後も継続させたいと願っている。

(原稿受領 2005.3.3)